

八幡平市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査(令和3年1月実施分)の結果を、同条第9項の規定により公表する。

令和3年2月26日

八幡平市監査委員 村山 巧
八幡平市監査委員 井上 辰男

記

第1 監査の執行日時、対象及び場所等

期 日	対象課等	時 間	場 所
令和3年 1月6日	商 工 観 光 課 安代漆工技術研究センター	13:15 ~ 16:30	議会議事堂
1月7日	上 下 水 道 課 (一 般 会 計 分)	10:00~ 12:00	理事者控室
	柏 台 小 学 校	13:15~ 14:30	各学校
	松 尾 中 学 校	15:00 ~ 16:30	
1月8日	建 設 課	9:00 ~ 12:00	議会議事堂
	農 林 課	13:15 ~ 16:30	理事者控室

第2 監査執行者

監査委員 村山 巧
監査委員 井上 辰男

第3 監査の主眼

財務に関する事務事業の執行及び事業の管理が適切に行われているかを主眼とした。また合規性に加えて、合理性、妥当性の視点からも監査を実施した。

なお、監査の実施にあたっては、八幡平市監査基準及び当年度の監査方針に基づき監査を行った。

第4 監査の方法

令和2年度における財務実務、事業の実施状況及び管理状況について、あらかじめ調書の提出を求めたうえで、所定の調書に基づき各所属長等から説明を聴取するとともに、併せて既に実施した例月現金出納検査の結果等を踏まえて、抽出調査の方法も併用し、関係書類を調査する監査の方法とした。

なお、各課等に事前に提出を求めた調書は次のとおりである。

(各課等)

事務事業の概要及び予算執行状況（歳入・歳出）、業務委託契約（随意契約）の状況、工事契約（随意契約）の状況、負担金・補助及び交付金の交付状況、徴収金に関する調べ（指定債権のみ）、財産管理の状況（公有財産等の管理状況・未登記状況調書（土地））、職務に関連した現金等及び団体事務局の取り扱い状況（関連別紙【直接収納現金】）、コンプライアンスの取組状況、指摘事項等の取組状況、年間スケジュール表

(各学校)

定期監査（学校）概要調書、学校取扱予算の執行状況、郵券残高等調、職務に関連した現金等の取り扱い状況、コンプライアンスの取組状況、前回の指摘事項等の取組状況

第5 監査の結果

監査の結果、各課等の一部の事務処理について、以下に掲げる事項が認められたので適切な措置を講じられたい。また、監査時に見受けられた軽易な事項については、その都度、担当職員に対して改善検討を要請した。

なお、指摘事項については、改善措置を講じたのち、その内容を速やかに監査委員に報告するものとする。ただし、(1) 共通に係る指摘事項については、報告を要しない。

(1) 共通

① 予算執行に係る関係課長への合議について【指摘事項】

八幡平市予算規則第12条において、契約の締結や補助金を交付する場合等にあつては、同規則の合議事項及び合議区分の定めるところにより、関係課長に「合議をしなければならない」旨、規定されているにもかかわらず、企画財政課長への合議を行わずに補助金交付決定している業務が商工観光課において、複数件見受けられた。予算の執行に当たっては、安易に前例を踏襲するのではなく、その都度、予算規則等の関係例規を確認して適時・適切に関係課長への合議を行い、規則等に定める決裁区分に則した決裁を得たうえで、適正に予算を執行すること。

(2) 商工観光課

① 八幡平DMOに対する委託業務について【意見又は留意事項】

昨年1月から続くコロナ禍における世界的な移動制限等の影響で、国内外の観光客が激減している状況の中で、令和2年度の株式会社八幡平DMOに対する市の委託額は、依然として多額で、7事業、総額81,653,055円となっており、これらはすべて随意契約により発注されている。

また、7事業中5事業が八幡平DMOの株主となっている株式会社クレセント等に再委託されているほか、特に「観光客受入環境整備・八幡平温泉郷賑わいづくり業務」については、委託契約額13,292,400円の83%に当たる11,066,000円が三つの業者に再委託されている実態にある。こうした中で、観光庁は令和2年4月に、全国に約280ある「観光地域づくり法人」を対象に、3年ごとの登録更新制度を新たに設け、補助金をもらうことが目的になっている法人や運営面で問題のある法人については、登録を取り消すなどの厳しい方針を打ち出したところである。商工観光課においては、八幡平DMOに委託している業務全般にわたる適正な執行確保と併せて、運営面における指導・監督を適切に行われたい。

一方、「DMO調査・分析・地域人材育成等業務」については、委託業務の目的が、観光客の様々なデータを収集し、分析することであったが、コロナ禍による観光客の激減により、当初予定していたデータ収集ができなくなったとの理由から、過去のデータを利用してこれを補う方法に変えたとのことである。しかし、このような簡便的方法で、本来の成果を得ることができるのか、また、今後これらの成果は、過不足なく、適切に活用できるのかなど、商工観光課において、これらのことを事前に検証するとともに、委託内容に不実行の業務が生じた場合は、その内容を精査したうえで、速やかに減額変更契約を行うなど、予算の適正な執行に努められたい。

コロナ禍における今後の八幡平DMOに対する業務委託については、国内外や本県の観光客等の動静などを事前に的確に把握・分析したうえで、より効率的で効果的な業務に絞り込むなどの検討・精査を行い、適切に執行されたい。

(3) 松尾中学校

① 理科薬品類の不適切な管理について【指摘事項】

理科室や薬品準備室及び劇薬・毒物の保管庫は施錠され、理科薬品管理簿も作成されているが、その他の薬品類の保管ケースは施錠されていない。また、劇薬を含む薬品の管理は理科担当教諭が一人で行っているほか、薬品保管庫の鍵の保管・管理は、副校長等ではなく、理科担当教諭に任されており、自分の机の中で保管・管理している。これは明らかに不適切である。万が一、薬品類の不法持ち出しや紛失・盗難があった場合、深刻、かつ重大な事態を招く恐れがあるので、薬品及び鍵の管理方法等について、可及的速やかに改善すること。

なお、学校における不適切な薬品管理については、毎年のように定期監査において指摘しているところであり、その都度、市教育委員会に対しても強く改善を求めてきたところであるが、いまだに改善に至っていない学校が存在している。今一度、学校間における情報共有を促すとともに、コンプライアンスと危機管理に対する周知徹底を図る必要がある。

市教育委員会は、今定期監査後の令和3年1月14日付けで各学校長に対して、「理科室及び理科準備室等における薬品の管理について」通知を行い、「理科室及び理科準備室の安全管理マニュアル」を提示したとのことであるが、市教育委員会においては、この通知をもとに、各学校が当該管理マニュアルに基づいて、改善措置を講じたか否か、その結果について、個別に報告を求めるなどして、通知後のフォローアップを行い、速やかに全校における改善措置を確認されたい。

(4) 農林課

① 委託契約に係る業務計画書提出の遅延について【注意事項】

令和2年度の粗飼料生産供給等業務について、業務委託契約書第9条第2項では「業務を実施するにあたり、あらかじめ生産供給等業務に係る業務計画書（様式第1号）を委託者に提出しなければならない。」とあるが、定期監査時点では、当該業務の受託者である新岩手農業協同組合から当該計画書の提出は行われていない。その後、市による再三の催告により提出されたとのことであるが、本来は、委託契約書に定めるところにより、期限までに市に提出されるべき書類であることから、今後においては、適時に提出するよう受託者に対し指導を行うこと。

② 契約保証金免除に係る金融機関からの保証書提出遅延について【注意事項】

令和2年度の繁殖育成センター建設工事实施設計単価入替等業務について、委託業務契約の締結日は、令和2年7月14日であり、契約保証金については、債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関の保証をもって免除としているが、当該保証書が金融機関から市に提出されたのは、契約締結後の令和2年9月4日となっている。業務委託契約書第4条には、「受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。」と規定されているので、保証が付された事実の確認と併せて、保証書の提出が遅延した経緯等を検証したうえで、契約事務を適切に執り進めること。

③ 補助事業実績報告書に添付する書類の不備について【注意事項】

令和2年度の木質燃料等利用設備設置事業費補助金について、補助事業実績報告書に添付されている領収書の氏名が同一家族と思われる氏名になっており、補助金交付申請者の氏名と異なっている。領収書は、補助事業者である申請者が補助対象経費となる薪ストーブ設置工事代金として業者に支払った事実を証明する書類なので、特別な事由がない限りは、領収書の氏名は申請者と同一人でなければならない。実績報告書等の提出があった場合は記載内容をよく確認して、補助金交付事務を適切に執行すること。

④ 非効率な牧野管理用資材の発注・購入について【注意事項】

令和2年度に発注・購入した七時雨牧野管理用材料の牧柵について、約1か月の間に4回にわたり、同一会社に対して、同一物品、同一数量、同一金額で繰り返し発注している。1回あたりの購入額は、399,630円で、その総額は1,589,520円となっている。この原因について、農林課の担当者は、現場の事前調査の際の必要数量の確認と積算方法が甘かったことを挙げているが、結果的に、当初発注の4倍の数量に至ったことは、現場確認や積算等の甘さだけでは説明がつかない。必要資材を発注する際は、綿密な現場踏査を行い、簡易な設計図等により、必要数量を的確に把握したうえで、適切かつ効率的な発注に努めること。